

【談話】

「特養あずみの里業務上過失致死事件」無罪判決の確定に際して

2020年8月12日
日本医療労働組合連合会
書記長 森田 進

特養あずみの里業務上過失致死事件は、東京高裁が下した無罪判決に対して、上告期限となる8月11日までに検察側が上告しなかったことにより、本日、准看護師・山口けさえさんの無罪が確定した。

この事件は、介護施設で起きた利用者の異変について、同じ場所でほかの利用者の介助にあっていた山口さんに過失があったとして起訴した前代未聞の事件である。医療・介護労働者は、患者・利用者に対して、その知識と技術、経験を駆使しながらリスクを最小限に抑え、回避しながら治療・介護することが求められている。しかし、そのことと異変が起きたときに労働者個人の責任が問われることとはまったく次元の違う話である。本件は、この相容れない二つの事実を同一視して山口さんを起訴した。その意味で、特養あずみの里裁判は「介護の未来がかかった裁判」であった。

一審では、杜撰な捜査と不十分な検証により2度にわたっての訴因変更が行われたばかりか、当初の訴因（注視義務違反）とはまったく別の追加的・予備的訴因（おやつの形態確認義務違反）について過失があったとの判断で山口さんを有罪にした。

二審は、第一回公判で結審となったが、東京高裁はその判決で「原判示のかかる判断には重大な問題があり、これをそのまま是認することはできない」「本件において被告人が間食の形態を確認せず本件ドーナツを提供したことが刑法上の注意義務に違反するとはいえない」として一審の判断を真正面から否定した。更に新証拠を採用しなかったことについても「本件公訴が提起されてからすでに5年以上が経過」「速やかに原判決を破棄すべきである」と、山口さんが一刻も早く裁判から解放されるべきだと判じている。個人責任を問うて山口さんを起訴し、2度にわたって訴因を変更してまで有罪に固執した検察はこの判決を重く受け止めるべきであり、あらためて強く抗議する。

また、同判決は「被害者について窒息の危険性を否定しきれる食品を想定するのは困難」としたうえで、「間食を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけでなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要」と、食事介助の意義や必要性に触れ、さらには「食品の提供は身体に対する侵襲である手術や副作用が常に懸念される医薬品の投与等の医療行為とは基本的に大きく異なる」として、日常的な食事介助を通して起きた異変に対して、刑法上の注意義務違反は問えないと判示した。このことは、一審判決によって委縮しはじめていた介護現場のストレスを緩和し、「介護の未来」を守る判決となったと言えよう。

この裁判には、介護関係の団体や個人、労働組合など多くの支援があり、一審・二審を通して73万筆を超える署名が寄せられた。7月28日の逆転無罪判決を呼び込んだのは、まぎれもなくこの支援者の力によるものが大きい。支援してきた仲間とともに、この勝利判決を喜びたい。そして何よりも、6年半の長きにわたって、逃れることのできない苦しみを背負いながら、山口さんがたたかい続ける決意を失わなかったからこそその無罪判決である。たたかい続けてきた山口さんに最大の敬意を表するものである。

以上